

電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基礎的電気通信役務支援機関）</p> <p>第二条 法第百六条に規定する基礎的電気通信役務支援機関として次の者を指定する。</p> <p>一般社団法人電気通信事業者協会</p> <p>住所 東京都港区西新橋一丁目一番三号</p>	<p>（基礎的電気通信役務指定機関）</p> <p>第二条 法第百六条に規定する基礎的電気通信役務支援機関として次の者を指定する。</p> <p>社団法人電気通信事業者協会（昭和六十二年九月三日に社団法人電気通信事業者協会という名称で設立された法人をいう。）</p> <p>住所 東京都港区西新橋一丁目一番三号</p>